

自己資本規制比率の状況

【 令和5年3月末現在 】

会社名：三津井証券株式会社

(単位：百万円)

項 目	指 標
固定化されていない自己資本の額 [A]	1, 8 8 8
リスク相当額の合計 [B]	2 1 1
市場リスク相当額	7
取引先リスク相当額	4 7
基礎的リスク相当額	1 5 6
暗号資産等による控除額	—
自己資本規制比率 [A/B×100]	8 9 0 . 9 %
補完的項目における劣後債務の有無	無

<注記>

- ① 本表は、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づく自己資本規制比率を記載した書面であり、3月・6月・9月及び12月末日の状況を、当該末日から1月を経過した日から3ヶ月間、公衆の縦覧に供することとされております。
- ② 単位未満は、切り捨てて記載しております。
- ③ 自己資本規制比率は、円単位で算出した比率を記載しております。
- ④ 社外流出後の自己資本規制比率を記載しております。